平成２９年（フ）第１６３７号
札幌市北区麻生町３丁目２番14―303号
債務者　金谷　智文
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７７５号
札幌市北区北23条西３丁目１番27号　ウェイトン23―405号
債務者　髙橋　静菜
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７９７号
札幌市白石区栄通15丁目７番３号　ユニオン15―107号
債務者　松田恵美子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８２２号
札幌市東区北31条東６丁目２番21号　シーザースパレス202号
債務者　三浦　力也
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８５７号
札幌市白石区菊水３条１丁目６番16号　桐生アパート２号
債務者　伊藤　泰子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０４号
釧路市武佐１丁目26番29号
債務者　菊池　清三
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２１０号
釧路市新川町17番18号
債務者　本庄　金政
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１２号
北海道網走市北３条西４丁目３番地コーポ橋北２―１―５
債務者　渋谷　隼人
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２９年（フ）第１８８号
群馬県高崎市西横手町391番地56　アーバニーハイム西横手206号、前住所千葉県成田市本三里塚218番地３　株式会社ショウトク三里塚寮１―201号室
債務者　石坂　晃重
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５３５号
埼玉県ふじみ野市南台２丁目４番20号　ビューハイツ南台301号
債務者　新山　祐典
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５４３号
埼玉県川越市清水町13番地７（トレンディハイツ202号室）
債務者　栗林　和典
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５５２号
埼玉県所沢市和ヶ原３―92―１　ユアーズマンション201、住民票上の住所神奈川県横浜市戸塚区下倉田町1097番地
債務者　落合　菜元
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５７０号
埼玉県所沢市西所沢１丁目26番１―809号　彩の森
債務者　岩崎　健人
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５７１号
埼玉県川越市大字鹿飼537番地６
債務者　西田　香織
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５４号
新潟県阿賀野市中島町10番13号
債務者　中山　琴美
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部